

国保料・税の納付で困っていませんか？

民商に
相談を

「特別療養費」の通知が届いたら…

「紙の保険証を残して！」という国民の切実な声を無視し、政府は2024年12月2日、健康保険証の新規発行を廃止しました。これに伴って、国民健康保険（国保）料・税を滞納している加入者に発行されていた「短期保険証」や「資格証明書」も廃止されました。

2024年
12月
2日～

保険証廃止で自治体が徴収強化?!

ところが、このタイミングを利用して、国保料・税の滞納者に「特別療養費」（病院・薬局窓口で全額自己負担）になることを通知して納付を迫るなど、自治体が徴収を強化しています。

「特別療養費の通知が届いた」「マイナ保険証の資格情報が特別療養になっていた」「生活が大変で納めきれない」—こんな時は、民商に相談してください。

民商では「減免申請」や「納税緩和制度」などを活用して負担軽減や分割納付ができるようサポートしています。

自治体による納付のすすめ（勧奨）がない場合、「特別療養費」（全額自己負担）の決定は無効です

「特別療養費」に切り替えるには、納めきれしていない国保料・税について、自治体による納付のすすめ（勧奨：かんしょう）や「特別な事情」※の聞き取りが必要です。「納付勧奨を受けていない」場合や「特別な事情が無視された場合」は、特別療養費への切り替えは無効です。

「特別な事情」があれば10割負担に切り替えできない

憲法25条は、国保料・税の納付状況にかかわらず、医療を受ける権利を含む生存権を保障しています。

厚生労働省は、一律・機械的に「特別療養費」に切り替えるのではなく、3カ月に1度は通知で納付勧奨を行い、電話や訪問などで接触を図って「特別な事情」がないか確認するよう自治体に呼び掛けています。そして、全商連（民商の全国組織）に、特別な事情がある場合は、特別療養費に切り替えることができない旨を明らかにしています。

「特別な事情」とは

- ①災害を受け、又は盗難にかかったとき
 - ②病気にかかり、又は負傷したこと
 - ③事業を廃止し、又は休止したこと
 - ④事業につき著しい損失を受けたこと
- ※所得が減少した場合を含みます
- ⑤前各号に類する事由があったこと

全国商工団体連合会

電話 03-3987-4391

e-mail : info@zenshoren.or.jp

国保・社保の相談・解決
事例はこちらから

